

氷川ダム50周年記念イベント企画運営業務委託 仕様書

1 委託業務名

氷川ダム50周年記念イベント企画運営業務委託

2 事業目的

熊本県八代市泉町に設置されている熊本県営氷川ダムにおいては、昭和50年の運用開始から今年度で50年を迎えることになる。

そこで、50周年を記念し、ダム周辺地域住民のダムへの理解に対する感謝を表明するとともに、併せて、ダムへ来場してもらうことにより、ダムへの理解や防災意識の向上を図り、さらにインフラ構造物を見学することで、若い世代にも土木への魅力を発信し、興味をもってもらえる機会を設けるため、本イベントを開催する。

3 委託期間

契約締結日から令和8年（2026年）1月30日（金）まで

4 イベント開催場所

熊本県氷川ダム管理所（熊本県八代市泉町下岳2886）

5 イベント開催予定日時（変更の可能性あり）

令和7年（2025年）12月13日（土）（仮）

10:00から16:00まで（開場9:30から）※荒天の場合は中止とする。

6 委託金額

3,000,000円以内（消費税及び地方消費税の額含む）

荒天等による中止の場合は、委託者と受託者が協議の上、委託契約金額を変更して定めて支払うものとする。なお、変更後の委託契約金額は、当初の委託契約金額を超えないこととする。

7 委託業務内容

受託事業者は本事業の目的及びイベント概要を踏まえ、円滑かつ安全なイベント開催に係る必要業務を実施するものとする。

(1) 氷川ダム管理所でのイベントの企画・調整・運営

ダム施設を活用し、ダムの役割や50周年を伝える提案

ア 会場（屋内・屋外）の配置案作成（テナント用テント2張程度、来所者の休憩・飲食スペースにおける備品の配置、仮設トイレの設置等）

- イ 来場者の駐車場、警備計画（駐車場は町営グラウンドとし、会場まではシャトルバスにて輸送（約1.4km）を想定）
- ウ イベント実施に係る各種手続き及び精算（食品衛生関係等）テナント出店者への場所代は不要とする
- エ 地域住民へのイベント開催周知に係る広報の企画・調整
イベントの規模・会場に適した広報の提案

(2) 会場設営等

- ア イベント会場・設備等の準備・撤収（清掃含む）
- イ 会場装飾や案内看板の準備・撤収

(3) 氷川ダム流域でのイベントの企画・調整・運営

- ダム流域についても他地域からの認知向上となる提案
- ア ダム上下流域の施設（道の駅等）とのコラボレーション等の提案
- イ 洪水等への防災意識を高めるための提案

(4) その他

- 氷川ダム50周年記念の趣旨に沿って有効と思われる提案
- 自由提案とする

8 成果品

- (1) 実績報告書 2部
- (2) 記録写真データ（DVD-R） 1式
- (3) その他、提案事項による成果物 1式

9 その他

- (1) 当日の来場者・関係者等の会場への出入り口が1箇所しかないため、安全管理には十分周知すること。
- (2) 飲食物・酒類・火気類（炭）の取扱等も含め、保健所等への申請・許可等の業務上必要となる法令等の各種許認可の手続きは受託者の責任において行うこと。
- (3) イベントに関する看板、サイン、広報媒体等に使用される素材などは、他者の著作権その他の権利が及ぶものは使用を避けること。
- (4) 業務の詳細については、必ず委託者と協議のうえ決定すること。

10 特記事項

- (1) 受託者は本業務の遂行に当たって、関係する法令等を遵守しなければならない。
- (2) 業務実施に当たっては、委託者と協議の上、進めるとともに、必要に応じて、適宜報告すること。
- (3) 事業の計画・実施に当たり、対象業務に関する十分な知識、理解及び経験のあるスタッフを確保するとともに、契約条件を遵守し業務を遂行すること。
- (4) 本事業中に発生した事故や第三者に与えた損害については、受託者が一切の責任を負い、委託者に発生原因及び経過等を速やかに報告し、委託者の指示に従うこと。なお、不可抗力等受託者の責任によらないものについてはその限りではない。
- (5) 受託者は、いかなる場合においても、この契約の履行中に知り得た業務に関わる事項及び付随する事項を第三者に漏らしてはならない。
- (6) 本業務の実施に伴い、取得した個人情報をも本業務以外で使用しないこと。
- (7) 原則として、受託者は本業務に係る全部又は一部を第三者に再委託することはできない。ただし、委託者の事前の承諾を得て、合理的かつ必要な範囲で再委託することができる。
- (8) 受託者が作製成果物の著作権は、委託者に帰属する。
委託者は当該成果物の内容を受託者に承諾なく自由に公表することができる。
受託者は、委託者が承諾した場合には、成果物を使用若しくは複製、または当該成果物の内容を公表することができる。